

東近江行政組合議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

昭和47年4月15日
中部地域消防組合条例第17号

改正 昭和48年3月13日 条例第2号
昭和48年11月2日 条例第5号
昭和51年10月28日 条例第2号
昭和53年3月10日 条例第2号
昭和54年9月26日 条例第2号
平成3年3月1日 条例第5号
平成4年3月6日 条例第3号
平成10年3月12日 条例第1号
平成20年9月1日 条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき東近江行政組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

（平20条例5・一部改正）

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

（平20条例5・一部改正）

（議員報酬の支給方法）

第3条 新たに議員となった者には、その月から議員報酬を支給し、議員報酬の額に異動を生じた者には、その月から新たに定められた額の議員報酬を支給する。

2 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡等のためその職を離れたときは、その月分までの議員報酬を支給する。

3 議員報酬は、毎月21日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

（平20条例5・一部改正）

（費用弁償）

第4条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は東近江行政組合職員の旅費に関する条例（昭和48年中部地域消防組合条例第5号）の規定に基づき算出した額を支給し、日当、宿泊料及び食卓料は、別表第

2に定める額を支給する。

（費用弁償の支給方法）

第5条 費用弁償の支給方法は、一般職の職員に対する旅費支給の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則（昭和48年3月13日条例第2号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年11月2日条例第5号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和51年10月28日条例第2号）

- 1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中部地域消防組合議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（昭和53年3月10日条例第2号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和54年9月26日条例第2号）

- 1 この条例は、昭和54年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中部地域消防組合議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

付 則（平成3年3月1日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年3月6日条例第3号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月12日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成20年9月1日条例第5号）

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	議員報酬の額	
議長	月額	3,600円
副議長	月額	3,200円
議員	月額	2,700円

（平20条例5・一部改正）

別表第2（第4条関係）

日当 （1日につき）	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	
2,600円	14,800円	13,300円	2,600円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令（昭和31年政令第254号）に指定する都市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。